

課長	課長補佐	課長補佐	料金経理係		上下水道係	
			係長	係員	係長	係員

町営水道（閉栓・開栓・使用者変更・所有者変更・廃止）届

年 月 日

高森町長 様

届出人	氏名
	本人・世帯員・代理人・家主・不動産
	TEL
TEL受付Am・Pm : 受付者	

下記のとおり（閉栓・開栓・使用者変更・所有者変更・廃止）するので届出します。
記

※太枠内記入してください	給・排水装置の設置場所	高森町 <small>(アパート名・号室・店名等)</small> お客様番号 (-)				
	変更年月日	年 月 日				
	新登録者	住所 〒	※設置住所と違う時記入			
		フリガナ氏名		TEL		
		送付先	1. 設置住所 2. 登録者住所 3. その他 〒			
		納入方法	1. 現金 2. 口座引き落とし ※口座引き落としを希望される場合、役場または金融機関にて手続きをして下さい			
		*賃貸住宅の場合 チェック 所有者（アパート等場合は管理会社）へ届出内容について確認してある <input type="checkbox"/>				
	旧登録者	住所 〒	※転出先等			
		フリガナ氏名		TEL		
		精算方法	1. 現金 2. 口座引き落とし			
*賃貸住宅の場合 チェック 所有者（アパート等場合は管理会社）へ届出内容について確認してある <input type="checkbox"/>						
所有者変更の理由						
上下区分	1. 上下 2. 上水のみ 3. 下水のみ					
上水区分	1. 公共下水道 2. 農集排処理施設 地区					
備考	年 月 日 検針 (m ³)		メーター番号 (-)			

*水道を開栓する場合は1,500円の手数料がかかります。

*廃止の場合は水道権利は消滅します。再使用する場合は加入金が必要となります。

閉栓チェック 開栓チェック 下水チェック

※当町においては、水道供給の契約についての内容等を定めた「高森町水道条例（令和5年条例第9号）」及び「高森町水道条例施行規程（令和5年規程第31号）」が定型約款にあたり、契約の内容となります。